

成蹊大学大学院科目等履修生規則施行細則

制 定 平成7年10月18日
研究科長懇談会
最新改正 2021年3月10日
大 学 評 議 会

(趣旨)

第1条 この細則は、成蹊大学大学院科目等履修生規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(選考結果の報告)

第2条 研究科長は、規則第7条第1項の規定に基づき選考を行った場合には、その結果を学長に報告するものとする。

(履修指導)

第3条 研究科長は、前条により合格した者に対し履修指導を行い、希望する授業科目及び学力を勘案の上、履修科目を決定しなければならない。

(科目等履修生証)

第4条 規則第10条第1項に規定する科目等履修生証は、成蹊大学学部在学学生（学部の研究生を含む。）に対しては、これを交付しない。

(単位認定)

第5条 科目等履修生が履修した授業科目の単位の認定は、大学院学則及び各研究科規則の定めるところによる。

2 研究科長は、学年末に、科目等履修生の単位修得状況を学長に報告しなければならない。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則 (略)